

札幌らしい交通環境学習プロジェクト支援業務 提案説明書

1 業務の名称

札幌らしい交通環境学習プロジェクト支援業務

2 趣旨

本説明書は、「札幌らしい交通環境学習プロジェクト支援業務」の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

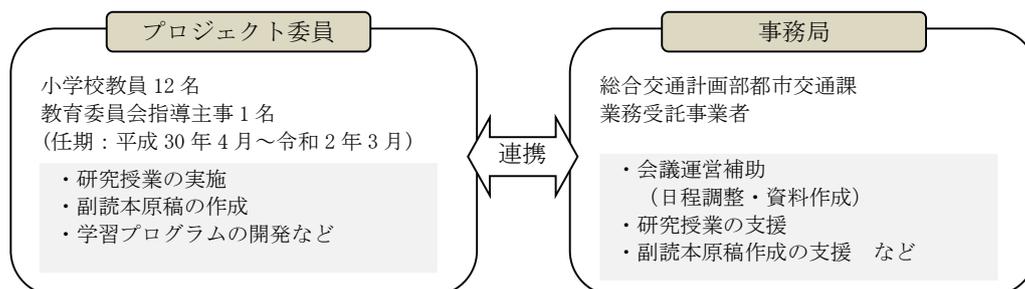
札幌市では、過度に自動車を利用する状態から、公共交通を含めた多様な交通手段を適度に利用する状態へ転換することを目指すモビリティ・マネジメント（以下、「MM」という。）を推進している。

特に、小学校から公共交通の重要性等について学ぶことは非常に重要なことと考え、平成23年度から3年間、「小学校における札幌らしい交通環境学習検討委員会」を設置して学習プログラムの検討等を行い、小学校における札幌らしい交通環境学習推進事業を推進してきた。

また、平成26年度からは、本事業を継続的に実施し、MMを推進していくため、市教育委員会職員及び教諭からなる検討の場である「札幌らしい交通環境学習プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）を設置し、研究授業の実施、小学校3年生を対象とした副読本「私たちの暮らしを支える公共交通」や教師向け指導書の作成、交通環境学習フォーラムの実施のほか、教諭が授業で使えるデータや写真等を本市ホームページ上に掲載し、自由に使えるようにするなどの取組を進めてきている。

本業務は、交通に関する広範かつ専門的知識を生かして、札幌らしい交通環境学習プロジェクトの運営を補助し、研究授業の支援や副読本及び教師向け指導書の編集等を行うことを目的とする。

■札幌らしい交通環境学習プロジェクトの体制



■令和元年度の札幌らしい交通環境学習プロジェクトの活動予定

- ・小学校3年生向けの副読本の修正（令和元年8月末完成予定）
- ・小学校3年生向けの副読本の教師向け指導書の修正（令和2年3月末完成予定）
- ・小学校5年生向けの副読本の新規作成（令和元年8月末完成予定）
- ・小学校5年生向けの副読本の教師向け指導書の新規作成（令和2年3月末完成予定）
- ・研究授業の実施
- ・札幌らしい交通環境学習フォーラムの開催
- ・その他の活動

4 業務の内容

(1) プロジェクトの運営支援～3回程度を想定

プロジェクトの運営支援として、プロジェクトの開催（3回を想定）、プロジェクト委員のメーリングリスト等の連絡体制の構築、会議資料の作成、交通に関する情報の提供、会場の準備・後片付け、会議結果の取りまとめを行う。

(2) 研究授業の支援～2回想定

プロジェクト委員等の教諭が実施する研究授業（2回を想定）について、学習指導案や学習教材に使用するデータの提供等の支援を行う。また、研究授業に参加し、記録等を行う。実施時期等は、プロジェクトの議論を踏まえて決定する。

(3) 小学校3年生向けの副読本及び教師向け指導書のデザイン修正

過年度に作成した小学校3年生向けの副読本及び教師向け指導書について、プロジェクトにおける議論を踏まえて教諭が修正した原稿を取りまとめ、イラスト作成やデザイン・レイアウト構成を行い編集する。

なお、現行の副読本及び教師向け指導書の仕様は、下記のとおりだが、プロジェクトの議論を踏まえ変更する可能性がある。

〈現行の副読本及び教師向け指導書の仕様〉

ア サイズ：A4

イ 紙質：コート紙 110kg 程度

ウ 刷色：4色

オ 頁数：全12頁

カ 仕上げ：中綴じ

(4) 小学校5年生向けの副読本及び教師向け指導書のデザイン作成

新規に作成する小学校5年生向けの副読本及び教師向け指導書について、プロジェクトにおける議論を踏まえて教諭が作成した原稿を取りまとめ、イラスト作成やデザイン・レイアウト構成を行い編集する。

〈作成予定の副読本及び教師向け指導書の仕様〉

- ア サイズ：A4
- イ 紙質：コート紙 110kg 程度
- ウ 刷色：4色
- オ 頁数：全12頁程度
- カ 仕上げ：中綴じ

(5) 日本モビリティ・マネジメント会議（JCOMM）の発表資料作成

令和元年7月19日から20日に開催される、第14回JCOMM会議に向けて、発表用ポスターを作成する。なお、ポスターサイズは、A0サイズとする。

(6) 札幌らしい交通環境学習フォーラムの運営支援

研究授業の実施と合わせて、市内小学校において実施するフォーラムの全体プログラムの調整を行うとともに、当日の運営に必要な備品の準備や資料作成、出席者及び参加者へ必要な対応を行う。また、本フォーラム参加者向けのアンケート調査を実施し、結果を取りまとめる。なお、実施時期やプログラムの詳細は、プロジェクトにおける議論を踏まえて決定する。

(7) ホームページの構成検討及び公開データの収集・作成

現在公開している「交通環境学習」のホームページ（指導案、交通に関するデータや写真素材集）について、更新及び再構成を検討する。

また、研究授業の指導案及び授業で使用した資料等をホームページ公開用への加工、現在ホームページに公開している各データの収集及び作成を行うとともに、教諭が必要とするデータや写真等について収集を行う。

なお、教諭が必要とするデータや写真等の収集については、プロジェクトにおける議論を踏まえることとする。

(8) 報告書の作成

報告書及び必要に応じて補足資料等を作成し提出する。

5 業務の履行期間

契約書に示す着手の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

6 業務提案の上限額

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

なお、消費税及び地方消費税の税率は 10%を見込むこととする。

7 企画提案を求める事項

項目	説明	ページ数
(1) 業務の実施方針及び実施体制	提案者の当該業務に対する考え方や取組方針及び業務の実施体制	A4 判 1 ページまで
(2) 札幌らしい交通環境学習プロジェクトの運営方法	プロジェクト委員が行う研究授業や副読本の原稿作成にあたっての委員の構成や人員等の体制、及びプロジェクトの開催スケジュールや開催毎の会議内容について提案する。	A4 判 1 ページまで
(3) 札幌らしい交通環境学習フォーラムのプログラムの内容	札幌らしい交通環境学習フォーラムのプログラムの内容について提案する。	A4 判 1 ページまで
(4) ホームページの構成検討及び公開データの収集・作成	教諭が活用しやすいホームページの構成やデータの種類について提案する。	A4 判 1 ページまで
(5) 札幌らしい交通環境学習プロジェクトの今後の進め方	今後 5 年間の事業の進め方、スケジュール及び実施内容について提案する。	A4 判 1 ページまで
(6) その他独自提案	本業務の目的を達成するため、重要と考える取組や、効率的または効果的と考える業務執行方法等があれば提案する。	
(7) 参考見積	業務全体について、上記 6 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 判 1 ページまで

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 平成31・32年度札幌市競争参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）において、業種が「建設関連サービス業」の「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。

9 提案方法等

(1) 提出書類

【正本】 1部

① 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(6)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

用紙サイズはA4判とし、両面印刷とする。提案書のページ数については、上記7を参照のこと。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】 9部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により、下記に提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側
札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

(3) 提出期限

平成31年5月29日(水)15時00分必着とする。なお、郵送の場合は特定記録によること。

(4) 著作権等に関する事項

ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で使用できるものとする。

エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

ア 企画提案は、参加者の資格要件を満たす1事業者当たり1件とする。

イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 質問の受付期限

平成31年5月24日(金)17時00分必着

(2) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第3号）により、要旨を簡潔にまとめ、下

記 14 の連絡先まで電子メールまたは F A X により提出すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、随時下記ホームページにて公開する。

URL <http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/nyusatsu/index.html>

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、関係機関及び札幌市の関係部局の職員等からなる「札幌らしい交通環境学習プロジェクト支援業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認められた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。なお、参加者が少数の場合は、一次審査を省略することがある。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件とする。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。

(ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の担当技術者とする。

(イ) プレゼンテーションは、25 分程度(説明 15 分・質疑 10 分)とする。

(ウ) 説明については、提出済みの企画提案書に基づいて行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。説明内容が、企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 説明に際して、スクリーン映写により説明を希望する場合は、提出済みの書類の転写のみ認める。

(オ) スクリーン映写を行う場合は、提案者がノートパソコンを持参すること。なお、当日は提案者が控室において事前にノートパソコンを起動し、案内後すぐにプロジェクターに接続できるように準備しておくこと。

(カ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 平成 31 年 5 月 31 日(金)

二次審査 平成 31 年 6 月 6 日(木)

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、次表に示す審査項目による総合点数方式とする。一次審査は、委員会委員の評

価の合計点数が高い順に審査通過者を決定する。二次審査においては委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 5 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者としない。

[審査基準]

項 目	審査基準	配点
(1) 業務の実施方針及び実施体制	当該業務に対する考え方や取組方針等について、業務の目的・内容を十分に理解したものであるか。また、業務実施体制について、妥当であり、専門性が高い担当技術者を配置したものであるか。	20
(2) 札幌らしい交通環境学習プロジェクトの運営方法	体制、スケジュール、各会議の会議内容について、妥当かつ具体的なものであるか。	25
(3) 札幌らしい交通環境学習フォーラムのプログラムの内容	提案事項について、札幌らしい交通環境学習の周知に効果的内容となっているか。また、実現性が高いものであるか。	20
(4) ホームページの構成検討及び公開データの収集・作成	提案事項について、より教諭が利用しやすい提案となっているか。また、実現性が高いものであるか。	15
(5) 札幌らしい交通環境学習プロジェクトの今後の進め方	当該プロジェクトの今後の進め方について、十分に効果的かつ実現性が高いものであるか。	10
(6) その他独自提案	独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、十分に効果的かつ実現性の高いものであるか。	10
合 計		100

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

(5) その他

参加者が1件の場合は、一次審査を省略し、二次審査を実施した上で、契約候補者を選定する。

12 契約候補者との役務契約の条件

札幌市は、本件企画競争の審査結果により、二次審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。また、最優秀者との協議が不調に終わった場合には、二次審査における評価の上位の者から順に協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

なお、企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方とはしない。

13 参考図書

(1) 札幌市公式ホームページ「交通環境学習」

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/shisaku/romen/hoshin.html>

(2) 過年度実績報告書

過年度実績報告書については、下記14の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。
閲覧を希望する場合は事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は平成31年5月28日（火）17時15分までとする。

14 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎5階北側

札幌市 まちづくり政策局 総合交通計画部 都市交通課

電話 011-211-2492 Fax 011-218-5114

E-mail sogokotsul@city.sapporo.jp